平成２６年（フ）第１３７号
奈良県大和高田市礒野北町14番３―202号
債務者　中川　作二
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
奈良県大和高田市大字市場665番地７、前住所奈良県橿原市見瀬町617番地の３　安田ビル１Ｆ
債務者　磯邊　洋利
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇285番地
改良住宅八王寺６号、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇340番地１
債務者　吉川　一仁
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４８３号
大阪市東住吉区桑津２丁目16番２―205号
債務者　柳田　謙一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４６号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番27号サンライズ小阪Ａ205号
債務者　横井　秀文
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４９号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目５番19号　ハイツ椿301号
債務者　山本　　昇
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５８号
大阪市北区中崎西１丁目９番19号　Ｍｉｌｋｙハイツ202号室
債務者　阪下　伸二
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５７６号
大阪府豊中市新千里北町３丁目４番Ｂ16―305号
債務者　畑　　大介
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８５号
大阪市城東区鴫野西２丁目５番５―1415号
債務者　吉良　安澄
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５１号
大阪府豊中市長興寺北３丁目３番３―301号
債務者　佐野　郁子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２６号
大阪市東成区大今里南３丁目１番２―907号
債務者　秋山　明雄
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７５８号
大阪市西成区北津守１丁目５番15号　高三方
債務者　米田　健一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９８号
大阪市生野区鶴橋２丁目15番31号
債務者　米谷千恵子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２１号
大阪府寝屋川市寝屋２丁目14番１号
債務者　堀内　康男
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４２号
大阪市平野区加美西１丁目16番43号　マンション津坂401号
債務者　俵　　聡
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４３号
大阪市平野区加美西１丁目16番43号　マンション津坂401号
債務者　俵　さおり
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５２号
大阪市西淀川区姫里１丁目２番７号
債務者　磯田　真矢（旧姓尾藤）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８８３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番６号シャトー鶴ヶ丘703号
債務者　神田裕之こと　姜　　裕之
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部